

青森県地域防災計画（原子力編）修正の概要

青森県地域防災計画（原子力編）については、昭和47年に作成して以降、国の防災体制の枠組みの変更、対象施設の追加等に合わせて修正を行ってきたところである。

平成25年2月に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた防災基本計画や改正原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策指針等を踏まえた修正を行った。

今回は、昨年2月の修正後、緊急時モニタリングや安定ヨウ素剤の配布・服用についての国の検討チームの検討結果を反映した原子力災害対策指針の改正内容等を踏まえ、青森県地域防災計画（原子力編）を修正するものである。

1. 修正の概要

①緊急時モニタリングの実施体制や運用方法の具体化

※原子力災害対策指針（平成25年6月5日改正）の反映

○緊急時モニタリングの体制について、以下の項目を追記。

- ・ 県は、国が設置する緊急時モニタリングセンターに、国、原子力事業者等とともに要員として参画し、国の指揮の下、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施すること。
- ・ 県は、緊急時モニタリングセンター受け入れ体制の整備に協力すること。
- ・ 県は、国の定める緊急時モニタリングセンターの動員計画の作成に協力すること。

○緊急時モニタリングの実施について、以下の項目を追記。

- ・ 県は、警戒事態で緊急時モニタリングの準備を行うこと。
- ・ 県は、施設敷地緊急事態で、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力し、緊急時モニタリングセンター構成員として緊急時モニタリングを実施すること。

②安定ヨウ素剤の配布・服用方法の具体化

※原子力災害対策指針（平成25年6月5日改正）の反映

○安定ヨウ素剤の事前配布について、以下の項目を追記。

- ・ 県は、市町村と連携し、PAZ内及びPAZ外であって事前配布が必要と判断される地域の住民への事前配布を行うに当たり、説明会を開催し、原則として医師による説明を行うこと。
- ・ 県は、市町村と連携し、説明会で安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、安定ヨウ素剤を配布すること。

○安定ヨウ素剤の緊急時における配布について、以下の項目を追記。

- ・ 県は、市町村と連携し、PAZ外の住民等に対し、緊急時に避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所等についてあらかじめ定めるとともに、安定ヨウ素剤を備蓄すること。

○安定ヨウ素剤の服用指示について、以下の項目を追記。

- ・ 原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、県は、市町村と連携し、服用を指示すること。

③東通原子力発電所に係る緊急事態区分の名称の修正及び定義の追記

※原子力災害対策指針（平成 25 年 9 月 5 日改正）の反映

発電用原子炉に係る緊急事態の区分を判断する基準である緊急時活動レベル(EAL)の枠組みが示されたことを踏まえ、東通原子力発電所に係る緊急事態区分の名称を、これまでの警戒事象、特定事象及び原子力緊急事態から、それぞれ以下の名称に修正し、定義を追記。

・警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事態の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備等を開始する必要がある段階。

・施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

・全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

④災害時要援護者の名称を要配慮者に修正

※災害対策基本法（平成 25 年 6 月 21 日改正）の反映

- ・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者について、これまでの「災害時要援護者」から「要配慮者」に名称を修正。

⑤施設敷地緊急事態要避難者の定義及び対応の追記

※原子力災害対策指針（平成 25 年 9 月 5 日改正）の反映

- ・P A Z 圏内の要配慮者や安定ヨウ素剤が服用できない者を「施設敷地緊急事態要避難者」と定義し、警戒事態の段階で避難の準備を開始し、施設敷地緊急事態の段階で避難することを追記。

⑥放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備を追記

※地域防災計画作成マニュアル（県分）（平成 25 年 7 月一部改定）の反映

- ・放射性物質による環境汚染への対処するため必要な体制整備に努めることを追記。

⑦その他

- ・構成の見直し、字句の修正等。

2. 主な修正箇所一覧

※頁は、資料3のものを示す。

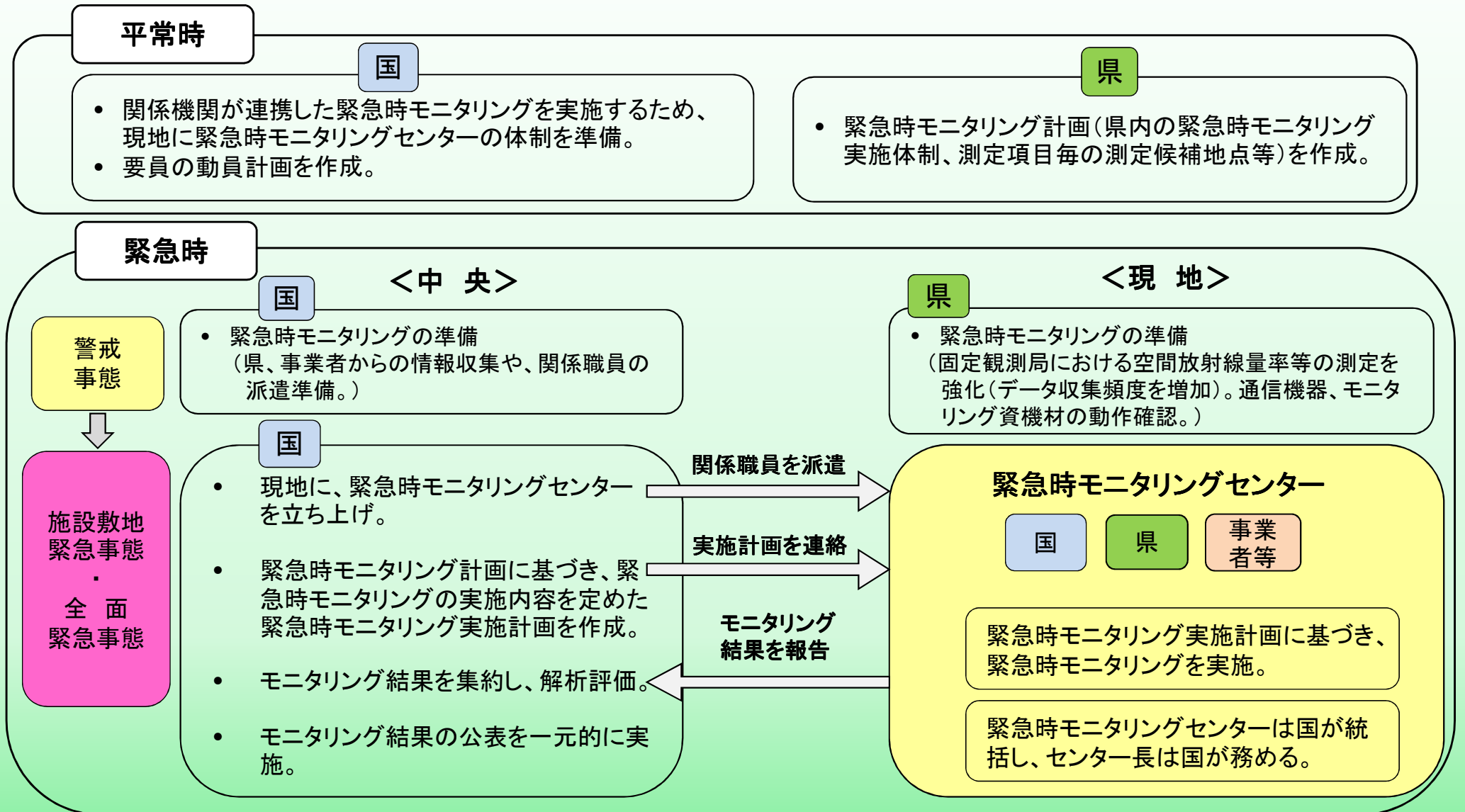
※修正内容の丸数字は、「1. 修正の概要」に対応。⑦その他は除く。

修正箇所			頁	修正内容	
第1章 総則					
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	東通原子力発電所の場合	9	③④⑤	
第2章 原子力災害事前対策					
第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策管との連携			18	①	
第7節 緊急事態応急体制の整備	1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備		23	③	
	2. 災害対策本部体制等の整備		24	③	
	3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制	(1)	24	③	
	1 2. モニタリング体制等	(1)～(6)	27	①	
	1 3. 専門家の派遣要請手続き		28	③	
	1 4. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備		28	⑥	
第8節 避難活動収容体制の整備	1. 避難計画の作成	東通原子力発電所の場合	29	⑤	
	2. 避難所等の整備	(1)、(8)	30	④	
	3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備		31	④	
	9. 避難所・避難方法等の周知		33	②③	
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備		35	②	
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	(1)		37	③	
	(4)		38	④	
第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	(1)、(3)		39	④	
第16節 防災訓練等の実施	1. 訓練計画の策定	(2)	40	③	
	3. 実践的な訓練の実施と事後評価		41	③	
第3章 緊急事態応急対策					
第1節 基本方針			42	③	
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	1. 施設敷地緊急事態発生等の連絡	(1)	東通原子力発電所の場合	42	③⑤
		(2)	東通原子力発電所の場合	42	③⑤
		(3)		44	③
特定事象発生情報等の連絡体制図		※東通原発のみ。		49	③
2. 応急対策活動情報の連絡		(1)、(2)	51	③	
第3節 活動体制の確立	1. 県の活動体制		(1)	53	③
	2. 警戒体制			53	①
	3. 災害対策本部の設置		(3)	57	①
	5. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動			61	①
	6. 専門家の派遣要請等			62	③
	7. 応援要請及び職員の派遣要請等		(3)	63	①
	10. 防災業務関係者の安全確保		(2)	64	①
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	東通原子力発電所の場合	(1)	65	⑤
			(2)	65	③⑤
			(3)	65	③
	2. 避難所		(2)、(4)	67	④
	5. 安定ヨウ素剤の予防服用			69	②
	6. 要配慮者への配慮		(1)	69	④
10. 飲食物、生活必需品等の供給			71	④	
第4章 原子力災害中長期対策					
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表			83	①	

緊急時モニタリングの在り方

※原子力災害対策指針(平成25年6月5日改正)の反映

緊急時モニタリングの目的 : 原子力災害において、防護措置(避難や飲食物の摂取制限等)を実施するための判断材料として、緊急時に周辺環境の空間放射線量率等を測定し把握する。



安定ヨウ素剤の配付・服用方法の具体化

※原子力災害対策指針(平成25年6月5日改正)の反映

安定ヨウ素剤の予防服用：放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する観点から、避難等の防護措置と併せて安定ヨウ素剤を服用する。

平常時に事前配布

県は、市町村と連携し、事前配布のための住民説明会を開催

- 原則として医師により、服用目的、保管方法、副作用、アレルギー・過剰摂取に関する注意点等を説明し、必要な分のみを配布。
- 説明会と併せ、調査票等によりアレルギー等の把握に努める。
- 事前配布した安定ヨウ素剤は、3年ごとに回収し新しいものを再配布。

緊急時に配布

県は、市町村と連携し、緊急時に避難等と併せて配布

- 緊急時に住民等が避難を行う際に配付できるよう、配付場所、配付手続、配付及び服用に関与する医師等の手配等について定める。
- 配付用の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄。

服用

国の指示、又は独自の判断により、県は、市町村と連携し、服用を指示。

